

佐久広域連合告示第4号

平成26年佐久広域連合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成26年3月11日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 平成26年3月25日(火) 午後1時00分

2 場 所 佐久広域連合議場(講堂)

○応招・不応招議員

応招議員（21名）

1番	清水清利君	2番	柳沢乃ぶ子君
4番	市川稔宣君	5番	花岡茂君
6番	菊原初男君	7番	中條壽一君
8番	飯島雅則君	9番	大井岳夫君
10番	鷹野弥洲年君	11番	由井美成君
12番	大村公之助君	13番	中島常夫君
14番	木次孝茂君	15番	小林守正君
16番	井出清嗣君	17番	篠原公子君
18番	大林義博君	19番	笹沢武君
20番	古越弘君	21番	瀧澤壽美雄君
22番	箕輪修二君		

不応招議員（1名）

3番 中村嘉男君

平成26年佐久広域連合議会第1回定例会

平成26年3月25日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第 1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について

議案第 8号 平成25年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について

議案第 9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について

議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算について

議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算について

議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について

議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算について

議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について

議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更について

- 第 4 一般質問
- 第 5 議案質疑
- 第 6 議案委員会付託  
(休憩)
- 第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決
- 第 8 閉会宣告

出席議員（21名）

1番	清水清利君	2番	柳沢乃ぶ子君
4番	市川稔宣君	5番	花岡茂君
6番	菊原初男君	7番	中條壽一君
8番	飯島雅則君	9番	大井岳夫君
10番	鷹野弥洲年君	11番	由井美成君
12番	大村公之助君	13番	中島常夫君
14番	木次孝茂君	15番	小林守正君
16番	井出清嗣君	17番	篠原公子君
18番	大林義博君	19番	笹沢武君
20番	古越弘君	21番	瀧澤壽美雄君
22番	箕輪修二君		

欠席議員（1名）

3番 中村嘉男君

## 説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	柳田剛彦君
代 表 副広域連合長 (川上村長代理)	川上芳夫君	代 表 副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	菊池幸彦君
副広域連合長 (南相木村長)	菊池毅彦君	副広域連合長 (北相木村長)	井出高明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (立科町長)	小宮山和幸君	監 査 委 員	佐藤勝美君
会 計 管 理 者	伊藤明弘君	事 務 局 長	臼田純武君
消 防 長	油井明男君	福 祉 課 長	工藤絹子君
食 肉 流 通 センター所長	倉根徹君	成年後見支援センター兼 障害者相談支援センター所長	本田喜久利君
勝間園所長	井出亮君	清和寮寮長	渡辺良三君
消 防 本 部 総 務 課 長	小井土公明君	消 防 本 部 予 防 課 長	丸山友一君
消 防 本 部 警 防 課 長	森泉克人君	消 防 本 部 通 信 指 令 課 長	有賀秀雄君

## 議会事務局

事務局次長	久保田孝夫	事 務 局 庶 務 係 長	小池誠
-------	-------	------------------	-----

---

### ◎開会宣告

(午後 1時00分)

○議長(市川稔宣君) それでは、ただいまから、平成26年佐久広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

3番、中村嘉男君、所用のため、本日の会議に欠席する旨の届け出がなされておりますので、御承知願います。

例月出納検査結果報告書並びに定期監査講評に対する対応調書が提出され、お手元に配付してありますので、ごらん願います。

---

### ◎傍聴及び報道許可

○議長(市川稔宣君) 本会議、傍聴のため申し込みがございますので、これを許可してあります。また、報道関係及び広報取材のため申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

---

### ◎諸般の報告

○議長(市川稔宣君) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、印刷してお手元に御配付してありますので、ごらん願うこととして、朗読は省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(市川稔宣君) 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

### ◎新議員紹介

○議長(市川稔宣君) 次に、新副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長、柳田君。

[広域連合長 柳田清二君登壇]

○連合長(柳田清二君) それでは、私のほうから御紹介をさせていただきます。

去る2月25日に執行されました小海町町長選挙におきまして、再選を果たされました新井寿一

さんでございます。御紹介を申し上げますとともに、お祝いを申し上げる次第でございます。

大変おめでとうございます。

〔「おめでとうございます」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 続いて、副連合長から御挨拶をお願いいたします。

新井寿一君、御登壇願います。

〔広域副連合長 新井寿一君登壇〕

○副連合長（新井寿一君） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、小海町長の新井寿一でございます。

実は、私の任期、きょうが第1期目の最終日でございます。ここでまた再び皆さんと一緒に仕事ができるという挨拶ができて、非常に私自身幸せに思っております。これからまた4年間、あすからでございますけれども、皆さんと一緒に仕事をさせていただきたいと思っております。どうぞ、御指導のほどよろしくをお願いいたします。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長（市川稔宣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、大林義博君、20番、古越弘君の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定

○議長（市川稔宣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、2月27日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から御報告願います。

議会運営委員長、菊原君。

○議会運営委員長（菊原初男君） 御苦労さまです。議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月27日、佐久広域連合議会第1回定例会の会期並びに日程等について、議会運営委員会を開催いたしました。協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、連合長から条例案6件、予算案12件、事件案1件の計19件であります。一般質問の通告者は1名であります。

また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、皆さんの御協力を得まして、本日1日間といたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたしました。

○議長（市川稔宣君） お諮りいたします。



本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いをします。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 議案の上程

○議長（市川稔宣君） 日程第3 議案の上程をいたします。

連合長から、条例案6件、予算案12件、事件案1件の計19件が提出されております。

議案第1号から議案第19号までの19件を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集挨拶並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 皆さん、大変御苦労さまでございます。

招集の御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年佐久広域連合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集をいただきまして、定刻に議会が開会できましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、去る2月14日から16日にかけての記録的な大雪により、被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、議員各位並びに広域管内の皆様には、連日その対応にあたっていただいたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、佐久広域管内の被害の状況につきましては、現時点では全体を把握するにはいたっておりません。幸いにも人的被害はありませんでした。

一方、物的被害につきましては甚大な被害を受け、農業用施設は2月28日時点での長野県農政部の調べでは、佐久地域は県内で一番の被害地域で、被害金額は14億1,000万円。倒壊棟数は3,204棟となり、大雪から1カ月半たった今も、地元農家では倒壊したビニールハウスの撤去作業に追われております。

また、春の植えつけをする予定だったキャベツやレタス、白菜などの育苗がビニールハウスの倒壊による凍害で、収穫期に間に合うか心配な状況でもあります。

大雪被害対策の対応といたしましては、2月24日には総務大臣に「平成26年2月大雪被害対策に関する緊急要望書」を、また3月7日には長野県議会農政林務委員長に「平成26年の豪雪被

害対策に関する陳情書」を提出したところでございます。

それでは、佐久広域連合の最近の運営状況について、4点申し上げます。

第1点目として、佐久広域連合社会福祉施設に係る福祉サービス向上懇話会より、提言書をいただきましたので御報告申し上げます。

さて、この懇話会でございますが、佐久広域連合の福祉施設において平成23年10月から平成24年1月にかけて、たび重なる事件や事故が起きました。これを受け、再発防止も含めて議論する懇話会を平成24年10月に設置し、9人の委員の皆様には10回に及ぶ懇話会を開催していただきました。提言書では福祉サービスの向上に向けて、利用者第一のサービス業であることを意識づけるとともに、施設長が率先して研修を受けることや、事故を報告しやすい職場環境づくりなどの提言をいただきましたので、今後は方針をまとめさせていただき回答をしたいと考えております。

2点目として、平成24年度からスタートした「観光を基軸にした交流人口創出プロジェクト」に関して御報告します。

この事業では、これまで観光意向調査や別荘所有者などから、貴重な調査データを取得することができました。こうした中、調査データを有効に活用するため、このたび交流人口創出の指南書として、「マイニング・ザ・マイナース」を発行いたしました。

北陸新幹線金沢延伸を1年後に控え、この機会を交流人口拡大のチャンスとして地域活性化につなげていくとともに、関係事業者の皆様にはデータの分析によるマーケティングに活用していただけるよう製作をしたものであります。

佐久地域発展の可能性への「行動」指南となるよう関係者に配付してまいりますことから、引き続き御理解をよろしくお願い申し上げます。

3点目といたしまして、消防関係につきまして申し上げます。

消防は火災の予防、警防活動はもとより、救急・救助活動から自然災害等への対応など幅広い活動を通して、圏域住民の安全と安心確保に努めているところであります。

2月14日から16日にかけての南岸低気圧の影響による記録的な大雪は、広範囲で交通障害、停電、家屋の損壊など各地で大きな被害をもたらしました。このような中、佐久市では大雪による孤立地域が発生し、消防本部においては佐久市からの依頼に基づき、長野県消防防災航空隊へ防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立した広川原地区住民の救出及び物資搬入を2月18日に実施いたしました。

また、2月20日には孤立が解消できていない馬坂地区へ物資輸送及び除雪支援等のため、防災ヘリコプターにより消防隊員3名を含む6名を投入し、孤立地区住民の安全確保に努めました。

次に、3月1日には佐久医療センターが開院となりましたが、重症の患者さん52名を移送するために佐久広域7署から高規格救急車7台と救急隊員及び消防本部職員を含めた35名体制で協力をいたしました。当日は広域管内において特出するような被害もなく、搬送距離が約7キロメートル

ルと全国でも例のない長距離間でのピストン搬送でありましたが、短時間で安全確実に移送を完了することができました。

火災予防では3月1日から7日までの1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われ、当広域におきましても火災の発生しやすい季節を迎え、火災予防の一層の普及啓発を図るため、火災予防広報パレード、独居高齢者宅及び要支援家庭の防火診断、防火対象物の立入検査等を実施しております。

本年度の車両の配備につきましては、広域全体の配備計画に基づきまして、更新が残っております。佐久消防署の高規格救急車と川西消防署及び南部消防署の水槽付消防ポンプ車もそれぞれ配備が完了し、機動力の向上が図られたところでございます。

4点目として、食肉流通センターの状況につきまして申し上げます。

現在、食肉流通センターは昨年3月策定をした「中長期経営計画」をもとに、経営の改善を進めているところであります。

食肉流通センター経営健全化を図るため、当面の懸案事項でありました併設の食肉加工工場の運営に関しては、去る10月に「株式会社フレッシュミート佐久平」へ引き継がれましたが、中長期計画の達成に向け荷受量確保の環境整備を進めているところであります。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日定例会に提案いたしました議案は、条例案6件、予算案12件、事件案1件の合わせて19件であります。

初めに、条例案6件について申し上げます。

1件目は、「佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、これは法律の一部改正により「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正することから、審査会名等対応する部分の改正を行うものです。

2件目は、「佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）」でございますが、消防組織法の一部改正により、条例で定めるとされていた消防長及び消防署長の資格について、必要な事項を定めようとするものであります。

3件目は、「佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例（案）」でございますが、消防職員の給与是正が終了したことから、廃止しようとするものであります。

4件目は、「佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、佐久広域連合消防職員の給与に関する条例の廃止に伴い、特殊勤務手当の支給根拠規定の改正を行おうとするものです。

5件目は、「佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

6件目は、「佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、消防法施行令及び建築基準法施行令が改正されたことにより、所要の条文整理を行おうとするものであります。

続きまして、予算案について申し上げます。

まず、平成25年度一般会計及び5特別会計の補正予算案について、御説明申し上げます。

一般会計、5特別会計の補正予算は総額で2億7,473万1,000円を増額し、総額を67億2,511万円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、組織市町村分担金の減額、消防救急無線デジタル化整備事業の前倒しにより、防災対策事業債から有利な起債である緊急防災・減災事業債への切りかえによる追加で、歳出につきましては、主なものとして、職員給与費の減額及び事業費の確定見込み等による減額、消防救急デジタル化整備事業の前倒しによる追加について、お願いするものであります。

続きまして、平成26年度一般会計予算及び5特別会計の当初予算案について御説明申し上げます。

一般会計、5特別会計の当初予算は、総額で48億300万円となりまして、前年度と比較しますと、額で12億7,070万円の減、率にいたしまして20.9%の減となっております。

主な歳出減額要因といたしましては、佐久総合病院佐久医療センターの施設等整備事業が平成25年度をもって完了して、14億が皆減となったことによるものであり、一方、消防特別会計では、消防本部消防指令センター、北部消防署庁舎整備に係る平成26年度事業費として2億6,000万円余の増額となったことによるものであります。

続きまして、事件案について申し上げます。

これは、高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事について、平成25年度単独事業として実施するものであります。消防本部庁舎完成が平成26年12月となることから、契約の工事期間である平成26年3月28日を延長し、平成27年3月31日とするものであります。

また、工事期間の変更に伴いまして、工事請負代金5億2,500万円を消費税法改正により1,500万円増額して、5億4,000万円とするものであります。

以上、議案の概要につきまして申し上げますが、詳細につきましては事務局長、消防長より説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。総括説明とさせていただきます。

以上です。

---

#### ◎議案第1号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 皆様、こんにちは。

それでは、議案第1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

お手元の議案つづり5ページの、議案説明書をお願いいたします。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されることから、審査会名等対応する部分の改正を行おうとするものでございます。なお、附則で、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、内容を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

---

#### ◎議案第2号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、説明を求めます。

消防長、油井君。

[消防長 油井明男君登壇]

○消防長（油井明男君） よろしくお会いいたします。

それでは、議案第2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

8ページの議案説明書をごらんください。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、消防組織法が一部改正となりまして、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格を条例で定めることとなったため、必要な事項を定めようとするものになります。

本条例につきましては、政令で定める基準を参酌して定めようとするものであり、7ページの第2条消防長の資格、3条では消防署長の資格をそれぞれ定めることとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎議案第3号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、油井君。

〔消防長 油井明男君登壇〕

○消防長（油井明男君） 続きまして、議案第3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

11ページの議案説明書をごらんください。

本案は、佐久広域連合消防職員の給与の是正が終了したことから、消防職員につきましても他の佐久広域連合職員との整合性を図り、給与については佐久広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例の適用を受けようとするため、佐久広域連合消防職員の給与に関する条例、これを廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

---

#### ◎議案第4号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、油井君。

〔消防長 油井明男君登壇〕

○消防長（油井明男君） それでは、議案第4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

14ページの議案説明書をごらんください。

本案は議案第3号で御説明申し上げました、佐久広域連合消防職員の給与に関する条例の廃止に伴いまして、特殊勤務手当の支給根拠規定の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、13ページ、第1条中「佐久広域連合消防職員の給与に関する条例」を「地方公務員法第24条第6項の規定」に改めようとするものでございます。

なお、新旧対照表を資料2のとおり添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

◎議案第5号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第5号 佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、油井君。

[消防長 油井明男君登壇]

○消防長（油井明男君） 次に、議案第5号 佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

16ページ、議案説明書をごらんください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、佐久広域連合手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、危険物施設の製造所等の設置許可、また、完成検査前検査及び保安検査に係る改正の対象となります手数料事務について、消費税率の引き上げに伴う増額及び人件費、物件費の変動を反映して、手数料の価格を引き上げようとするものでございます。

新旧対照表を資料3のとおり添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

◎議案第6号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、油井君。

[消防長 油井明男君登壇]

○消防長（油井明男君） それでは、議案第6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

19ページの議案説明書をごらんください。

本案は、このたび国において、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、佐久広域連合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の規定中、引用しております建築基準法施行令及び消防法施行令が改正されたことにより、所要の条文整理を行おうと

するものでございます。

内容といたしまして、20ページの第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に、また、第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、新旧対照表を資料4のとおり添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ◎議案第7号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） それでは、議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ990万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,943万9,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1 分担金及び負担金990万5,000円の減額補正は、事業費等の確定見込みによる歳出の減額補正に合わせて市町村分担金を減額するものでございます。各市町村別の分担金の額は右側の説明欄に記載してございますが、詳細につきましては12ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、5ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1 議会費22万3,000円の減額補正は、11月に実施いたしました先進地視察研修経費が確定したことによる減額。款2 総務費、目1 一般管理費23万6,000円の減額補正、目2 企画費204万4,000円の減額補正は事業費等の確定見込みにより行うものでございます。

次に、6ページからの款3 民生費、目1 介護認定審査会費348万2,000円の減額補正、目



2 障害程度区分認定審査会費 4 2 万 8, 0 0 0 円の減額補正、目 3 成年後見支援センター運営費 2 0 9 万 8, 0 0 0 円の減額補正、目 4 障害者相談支援センター運営費 7 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正は職員の給与費、それぞれの審査会の委員報酬等の事業費確定見込みによる減額でございます。

次に、1 0 ページからの款 4 衛生費、目 1 火葬場費 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額補正、目 4 食肉流通センター会計繰出金 3 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、工事請負費等の事業費確定見込みによる減額。

1 1 ページ、款 5 教育費、目 1 視聴覚ライブラリー費 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額補正は、備品購入費等の事業費確定見込みによるものでございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

---

### ◎議案第 8 号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第 8 号 平成 2 5 年度佐久広域消防特別会計補正予算（第 3 号）について、説明を求めます。

消防長、油井君。

〔消防長 油井明男君登壇〕

○消防長（油井明男君） それでは、議案第 8 号 平成 2 5 年度佐久広域消防特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、御説明申し上げます。

お手元の補正予算（第 3 号）の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

本案では、第 1 条で既定の予算に、歳入歳出それぞれ 3 億 2, 0 8 6 万 8, 0 0 0 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 億 7, 9 4 7 万 1, 0 0 0 円にしようとするものでございます。

第 2 条の繰越明許費につきましては、3 ページの第 2 表でお示しするとおり、追加 2 点でございます。

消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、平成 2 6 年度の整備予定について有利な起債であります緊急防災・減災事業債に切りかえて、平成 2 5 年度に前倒しで確定をしようとするものであり、高機能消防指令センターⅡ型整備事業は消防特別会計補正予算（第 1 号）でお願いをいたしました平成 2 5 年度消防防災施設整備費補助金の交付決定を受けまして、今年度事業としたものですが、いずれも年度内完了が困難であることから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、第 3 条の債務負担行為の補正では、4 ページの第 3 表のとおり消防本部消防指令センター建設費負担金につきまして、平成 2 5 年度事業費の確定に伴いまして、平成 2 6 年度の限度額を変更しようとするものでございます。

また、第4条の地方債の補正につきましては、歳入の補正予算の内容に合わせまして、後ほど御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

補正の内容につきましては、主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明を申し上げます。

初めに、7ページの歳入でございますが、款1分担金及び負担金につきましては、歳出における事業費の確定及び確定見込み等によりまして、市町村分担金1億4,446万円を減額しようとするものでございます。

款5財産収入につきましては、消防救急無線デジタル化整備基金の運用収入62万2,000円の増額であります。

続いて、8ページをごらんください。

款8繰入金につきましては、消防救急無線デジタル化整備基金、消防施設整備基金及び南部消防署庁舎建設基金からの繰入金で3,990万6,000円の増額でございます。

款9連合債につきましては、先ほどの第4条の地方債の補正でございますが、消防救急無線デジタル化整備事業費にかかわります費用について、防災対策事業債から緊急防災・減災事業債へ変更するものでありますが、事業の前倒しのため、起債額を4億2,480万円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

9ページをごらんいただきたく存じます。

初めに、款1消防本部費につきましては、3億2,998万7,000円の増額補正であります。

給与費につきましては、職員手当の支給確定見込み等により33万円の減額をお願いし、一般管理費は、各種事業の確定及び確定見込みにより180万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、11ページの職員研修費でございますが、旅費等の確定見込みにより208万円の減額をお願いするものでございます。

続いて、12ページの消防救急無線デジタル化整備費につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し、平成25年度前倒し整備を行うもので、負担金4億6,116万8,000円の増額をお願いするものでございます。

13ページ、消防施設整備事業費につきましては、事業費の確定による1億2,758万5,000円の減額をお願いするものでございます。

14ページをごらんください。

款2消防署費につきまして、職員手当の支給見込みによる給与費の減額及び事業確定や確定見込み等に伴いまして減額、あるいは増額補正をお願いするものでございます。

初めに、項1小諸消防署費につきましては、109万円の減額をお願いするもので、職員手当の

支給見込みによる給与費の減額や、事業費確定等に伴う一般管理費の減額をするものでございます。

16ページ中段をごらんください。

項2佐久消防署費につきましては、383万5,000円の減額をお願いするもので、一般管理費では、18ページの14節使用料及び賃借料で発信地表示システム使用料の確定による減額でございます。

続いて、20ページをごらんください。

項3軽井沢消防署費につきましては、272万3,000円の減額をお願いするもので、22ページの18節備品購入費では、大型油圧救助器具購入費等の確定による減額となっております。

23ページをごらんください。

項4北部消防署費につきましては、683万円の減額をお願いするもので、北部消防署庁舎整備事業費538万2,000円の減額につきましても、事業費の確定及び確定見込みによる減額でございます。

26ページの中段をごらんいただきたく存じます。

項5川西消防署費につきましては、190万円の減額をお願いするもので、28ページの川西消防署車両整備費における水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴いまして、入札差金等による減額でございます。

続いて、29ページ中段をごらんください。

項6南部消防署費につきましては、905万2,000円の増額をお願いするもので、一般管理費では31ページ23節償還金、利子及び割引料において南部消防署の庁舎建設及び旧南部消防署の解体事業が終了したため、南部消防署庁舎建設基金1,175万8,000円を南部5箇町村へ返戻しようとするものでございます。

最後に、32ページをごらんください。

項7御代田消防署費につきましては、111万円の減額をお願いするもので、職員手当の支給見込みによる給与費の減額や、各事業費等の確定に伴う一般管理費の減額をするものでございます。

34ページ下段をごらんいただきたいと存じます。

款3公債費につきましては、68万3,000円の減額をお願いするもので、利子確定に伴う連合債償還利子の減額でございます。

以上、佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げましたが、補正に伴いまして組織市町村からの分担金も減額となりますことから、35ページに各市町村の分担金を記載してございます。さらに36ページから41ページにかけて補正予算の給与費明細書を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第9号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） それでは、議案第9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ818万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,196万円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金84万6,000円の減額補正は、事務費及び生活費の確定見込みによる措置費負担金の減額、款2サービス収入、項1介護給付費収入、目1居宅介護サービス費収入29万7,000円の増額補正及び目2居宅介護サービス計画費収入105万9,000円の増額補正は、それぞれの利用実績に伴い増額を行うものでございます。

次に項2自己負担金収入、目1居宅介護サービス自己負担金収入13万8,000円の減額補正は、利用実績による減額、5ページ、款4財産収入3万1,000円の増額補正は、社会福祉施設財政調整基金積立金の利子額確定見込みによるものでございます。

次に、款6繰入金858万3,000円の減額補正は、事業費等の確定見込みにより、財政調整基金繰入金の一部組み戻しを行うものでございます。

続きまして、6ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費186万7,000円の減額補正は、職員の給与費、役務費等事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、8ページ、目2施設費441万7,000円の減額補正は、利用実績による給食調理業務委託料の減額のほか、扶助費の介護サービス利用者負担金加算費等事業費確定見込みにより減額を行うものでございます。

次に、9ページ、目3訪問介護事業費173万7,000円の減額補正、目4居宅支援事業費15万9,000円の減額補正は、職員の給与費等の確定見込みによる減額でございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

---

◎議案第10号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,619万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,024万7,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス費収入3,891万9,000円の増額補正及び目2居宅介護サービス費収入1,254万9,000円の減額補正は、ともに各施設における利用実績により増減を行うものでございます。

次に5ページ、項2自己負担金収入、目1施設介護サービス自己負担金収入859万6,000円の増額補正及び目2居宅介護サービス自己負担金収入17万1,000円の減額補正も、各施設における利用実績により増減を行うものでございます。

6ページ、款2財産収入13万9,000円の増額補正は、財政調整基金積立金の利子額確定見込みによるものでございます。

次に、款3寄附金9万9,000円の増額補正は、勝間園におきまして、御逝去されました入所者の御遺族から寄附金が1件あったことによるものでございます。

7ページ、款4繰入金5,122万8,000円の減額補正は、各施設のサービス費収入の増額及び施設運営費等の確定見込みによる減額により、各施設の財政調整基金の一部組み戻しを行うものでございます。

続きまして、8ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、項1勝間園社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費1,068万8,000円の増額補正は、施設職員給与費の減額、施設運営費における13節委託料の給食調理業務委託料等事業費の確定見込みによる減額、また、10ページ25節積立金ではサ

ービス費収入等の増額及び施設運営費の減額により財政調整基金積立金に2,356万9,000円の増額を行うものでございます。

次に、10ページからの項2美ノ輪荘社会福祉施設費480万2,000円の減額補正、13ページからの項3豊昇園社会福祉施設費1,392万5,000円の減額補正、15ページからの項4塩名田苑社会福祉施設費815万6,000円の減額補正は、いずれも施設職員の給与費、施設運営における給食調理業務委託料等事業費の確定見込みによる減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

---

### ◎議案第11号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,669万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億704万1,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金1,599万6,000円の減額補正は措置費の改定、事務費及び保護費の確定見込みによる県市負担金の減額等でございます。

次に、款5繰入金70万円の減額補正は、事業費等の確定見込み等により財政調整基金繰入金の一部組み戻しを行うものでございます。

続きまして、5ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、目1総務費924万7,000円の減額補正は、職員給与費の減額のほか、一般管理費の事業費確定見込みによるものでございます。

7ページからの目2施設費744万9,000円の減額補正は、施設運営費に係る給食調理業務委託料等事業費の確定見込みによる減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

◎議案第12号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,695万2,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款3繰入金30万7,000円の減額補正は、事業費等の確定見込みにより施設運営費に係る一般会計繰入金の一部組み戻しを行うものでございます。

款5諸収入514万6,000円の増額補正は、協同組合信州ミートパッカーからの部分肉カット工場財産処分に係る補助金返還金でございます。

続きまして、5ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1衛生費483万9,000円の増額補正は、工事請負費、備品購入費等の確定見込みによる減額、また歳入にも諸収入で御説明申し上げましたミートパッカーからの返還金514万6,000円を6ページ、財政調整基金積立金に増額するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

◎議案第13号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 次に、議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算につつま

して、御説明申し上げます。

予算書につきましては、お手元の議案つづりのインデックスに議案18と表示をしておりますが、その後ろにつづっております。

それでは、その予算書の4ページをお願いいたします。

本案は、平成26年度佐久広域連合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,500万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、金額で14億2,000万円、率で74.2%の減となっております。この主な要因は佐久総合病院、佐久医療センター施設等整備事業補助金14億円の減によるものでございます。

予算の内容につきましては、7ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金は、今年度予算額を4億2,689万8,000円とし、前年度比較14億991万8,000円、76.8%の減による予算を計上いたしました。各市町村の分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

また、各事業費別の市町村分担金の詳細につきましては30ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは10ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料は6,170万2,000円を計上いたしました。

火葬場使用料、霊柩車使用料につきましては、消費税率引き上げに伴う利用料金改正及び前年度の火葬件数の実績等を考慮し、歳入を見込んでございます。

次に、11ページ、款3県支出金は本年度予算額404万円を見込んでおります。これは「観光を基軸とした交流人口創出プロジェクト」における広域観光振興推進事業として県の地域発元気づくり支援金として見込むものでございます。

次に、款4繰入金72万2,000円は、食肉流通センターの起債償還に伴う減債基金からの繰入金、款5諸収入163万8,000円は、保険事務手数料を初め、広域連合広報誌への広告掲載手数料ほかの雑入を見込んだものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、12ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1議会費では、前年度比42.9%減の149万円を計上いたしました。これは連合議会の通年活動経費でございますが、主な減額の要因といたしましては、隔年で実施しております行政視察研修を平成26年度は実施しない見込みによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。



款2総務費、目1一般管理費1億1,901万4,000円は事務局庶務課職員給与費等の義務的経費及び人権同和研修講師の謝礼、法律相談業務委託料、広域連合事務所使用料等の経常経費でございます。

次に、15ページ、目2企画費1,528万7,000円は組織市町村職員人材育成事業の時局講演会等における講師謝礼、広域連合広報誌の印刷製本費、また、県の地域発元気づくり支援金を活用しての佐久地域観光推進事業委託料等でございます。

次に、17ページの日3公平委員会費及び18ページの項2選挙費、目1選挙管理委員会費、項3監査委員費は、それぞれの委員会等における委員報酬等の所要額でございます。

続きまして、19ページ、款3民生費、目1介護認定審査会費7,868万4,000円は職員給与費のほか、介護認定審査業務における15合議体の審査会委員75名への報酬のほか、20ページの要介護認定支援システム使用料等の所要額でございます。

次に、目2障害支援区分認定審査会費791万3,000円は職員給与費のほか、障害支援区分認定審査業務における2合議体10名の委員報酬のほか、事業費等の所要額でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

目3成年後見支援センター運営費2,002万4,000円は職員給与費のほか、成年後見支援センター運営協議会委員報酬や需用費、事務所使用料等の通常経費でございます。

次に、23ページからの目4障害者相談支援センター運営費3,386万円は職員給与費のほか、佐久圏域障害者自立支援協議会の委員報酬、障害者相談支援業務委託料や事務所使用料等の通常経費でございます。

続きまして、26ページ、款4衛生費、目1火葬場費9,166万4,000円は施設運営に係る燃料費や光熱水費、また、火葬業務委託料や霊柩業務委託料のほか、高峯苑、豊里苑の両火葬炉改修工事費等火葬場の管理運営に要する経費でございます。

27ページ、目2病院群輪番制運営費3,230万5,000円は圏域住民の夜間あるいは休日における救急患者、また、重症患者の医療を確保するため、圏域内の4病院に対する輪番制病院運営事業補助金でございます。

28ページ、目3食肉流通センター会計繰出金8,911万4,000円は起債償還の元金、利子及び食肉流通センターの施設運営費繰出金でございます。

次に、款5教育費、目1視聴覚ライブラリー費486万5,000円は臨時職員賃金、教材・備品充実のためのビデオテープ、DVD等、備品購入費等ライブラリー運営経費でございます。

最後に29ページ、款6予備費50万円は前年度と同額の計上でございます。

以上概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第14号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算について、説明を求めます。

消防長、油井君。

〔消防長 油井明男君登壇〕

○消防長（油井明男君） 続きまして、議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の、平成26年度佐久広域消防特別会計予算書の42ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、第1条で平成26年度佐久広域消防特別会計予算の総額を前年度比3.4%増の27億1,900万円にしようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、歳入の予算の内容に合わせて御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

第3条の一時借入金につきましては、最高額を1,000万円に定めようとするものであります。

第4条では、人件費に係る予算額に過不足が生じた場合の歳出予算の流用につきまして、あらかじめお認めをお願いするものでございます。

予算の内容につきましては、46ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により主な点を御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

初めに、歳入につきまして御説明を申し上げます

48ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1分担金でございますが、前年度比較で17.8%増、額で4億632万6,000円増の26億8,971万円をお願いするものでございます。各市町村分担金の内訳につきましては、右の説明欄にお示ししたとおりでございます。

次に、51ページをごらんください。款5繰入金でございますが、消防救急無線デジタル化整備基金から450万1,000円を繰り入れようとするものでございます。

次に、52ページ上段をごらんください。

款8連合債でございます。

先ほどの第2条の地方債でございますが、消防救急無線デジタル化整備にかかわる経費につきまして緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

53ページをごらんいただきたいと存じます。

最初に、款1消防本部費でございますが、前年度比16.2%減で、額で1億878万3,000円減の5億6,227万円をお願いするものでございます。減額の主な要

因でございますが、消防救急無線デジタル化整備における工事負担金が、平成25年度へ前倒しになったことというものでございます。

給与費につきましては、職員20名分の人件費でございます。

また、一般管理費では、消防本部の業務遂行に必要な経費と、新規採用職員への被服貸与品などでございます。

次に、56ページ、職員研修費につきましては、新規採用職員の初任科研修のための消防学校への入校及び資質向上を図るため、各種職員研修及び救急救命士の病院研修等職員研修にかかわるものにつきましては、全て本部費として一括計上させていただいたものでございます。

57ページ下段、消防救急無線デジタル化整備費につきましては、小海中継局舎の工事請負費等980万1,000円をお願いするものでございます。

また、58ページ、消防施設整備事業費でございますが、現在、佐久市が主体となりまして整備をしております佐久消防署の建設に合わせまして、消防本部消防指令センターを整備するための建設費負担金3億2,342万8,000円を計上させていただきました。

次に、58ページ下段からの款2消防署費につきまして、御説明を申し上げます。

前年度比10%増の総額21億4,811万1,000円をお願いするものでございます。増額の主な要因は、北部消防署の庁舎整備事業費に係るものでございます。

それでは、項1小諸消防署費から順次御説明を申し上げます。

小諸消防署では、職員34名分の給与費、一般管理費につきましては、各消防署とも同様でございますが、消防業務を遂行する上での消耗品や電話料、さらには事務機器の借り上げ料、消防機器の保守・委託料等でございます。

61ページ上段では、18節備品購入費につきましては、設置から40年が経過する地下タンク貯蔵所を休止し、その代替といたしましてオイルタンク、FF式暖房機等を購入するための経費を計上させていただきました。

次に、61ページ下段、項2佐久消防署費でございますが、職員37名分の給料及び手当等の給与費や一般管理費につきましては、消防業務遂行上必要な消防・救急用機器保守委託料などの経常的な経費をお願いするものでございます。

また、62ページ上段、11節の需用費につきましては、新庁舎使用に係る光熱水費等の計上をいたしました。

続いて、65ページ、項3軽井沢消防署費でございますが、職員33名分の給与費等の経常的経費に加えまして、一般管理費では、67ページ中段の18節備品購入費につきましてFRPボンベ、消防用ホース等を購入するための経費を計上したものでございます。

次に、68ページ、項4北部消防署費でございます。職員27名分の給与費のほか、一般管理費では消防業務遂行に伴う無線電話施設や、消防・救急用機器等の保守委託料に加えまして、71ペ

ージの車両整備費では、平成10年に配備しました資機材運搬車と、平成11年に配備いたしました高規格救急自動車を更新するための経費を計上させていただきました。

また、71ページ下段から72ページになりますが、庁舎整備事業費では、北部消防署庁舎建設工事費等を計上したものでございます。

次に、72ページ下段をお願いいたします。

項5川西消防署費でございますが、職員27名分の給与費及び手当等の経費のほかに、一般管理費といたしまして消防業務遂行上必要な消防用機器の保守委託料に加えまして、75ページの18節備品購入費では救命索発射銃、ウオーターレスキューマネキン等を購入するための経費を計上したものでございます。

次に、76ページ、項6南部消防署費でございますが、職員34名分の給与費のほか、救急業務遂行のための経費を計上いたしました。

また、79ページ車両整備費では、平成13年に配備いたしました高規格救急自動車の更新をお願いするものでございます。

次に、80ページ、項7御代田消防署費でございます。

職員21名分の給与費のほか、一般管理費として消防業務遂行上必要な消防資機材の保守委託料に加えまして、83ページの車両整備費では平成8年に配備いたしました水槽付消防ポンプ自動車を更新するための経費を計上させていただきました。

次に84ページ、款3公債費につきましては、小諸消防署の非常用電源設置工事の際に借り入れいたしました起債償還金と、消防本部消防救急無線デジタル化整備に伴う起債償還金、償還利子分及び一時借入金の償還利子分の合計で561万9,000円を計上するものでございます。

款4予備費につきましては、緊急時に対応するため、前年度と同額の300万円をお願いしようとするものでございます。

以上、当初予算の主な事業内容等につきまして御説明申し上げましたが、85ページには各市町村の分担金算出表を記載し、また、86ページ以降につきましては、消防職員の給与費明細書等を記載してございますので、後ほどごらんいただきたく存じます。

以上、平成26年度佐久広域消防特別会計予算の概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

---

#### ◎議案第15号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書の98ページをお願いいたします。

本案は、平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,800万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、金額で840万円、率で3.5%の増となっています。

予算の内容につきましては、101ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金は、1億7,113万円を本年度予算額として計上いたしました。

説明欄に記載がございますように、事務費及び生活費の措置費負担金並びに短期宿泊事業に係る市町村負担金でございます。

次に、款2サービス収入、目1居宅介護サービス費収入の本年度予算額は、4,396万7,000円で前年度比327万6,000円、8.1%の増額となっております。これは、訪問介護対象者の介護度が高くなったことにより増額となったものでございます。

目2居宅介護サービス計画費収入の本年度予算額は390万円で、前年度と同額を計上するものでございます。

次に、項2自己負担金収入、目1居宅介護サービス自己負担金収入の本年度予算額は、487万5,000円、前年度比35万7,000円、7.9%の増額でございます。

104ページ、款3県支出金10万3,000円は、産休代替職員に対する社会福祉施設代替職員雇用事業による県補助金、款4財産収入は、財政調整基金の運用利子収入を見込んでの口開けとしてでございます。款5寄附金は、寄附金を見込んでの同様な口開け、款6繰入金2,200万円は養護老人ホームの運営に当たり、施設の運営資金として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

105ページをお願いいたします。

款7繰越金100万円は、前年度と同額を計上、款8諸収入、項1受託事業収入は、関係市町村から依頼があった際の認定調査における受託事業収入、項2雑入102万1,000円は、職員の食費、あるいは自動販売機の取扱手数料等を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、106ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、目1総務費は1億438万8,000円を予算計上いたしました。

総務費の主な内容を申し上げますと、職員給与費、臨時職員賃金等の義務的経費、また、107ページ、11節需用費における燃料費と修繕料のほか、108ページ、13節委託料における診察業務委託料等でございます。

次に、110ページをお願いいたします。

目2施設費は8,559万9,000円を予算計上いたしました。これは燃料費や光熱水費を初め、給食調理業務委託料等養護老人ホーム運営費の所要額でございます。

また、111ページの20節扶助費では、入院患者日用品費等の所要額を計上いたしました。

次に、目3訪問介護事業費は4,836万9,000円を予算計上いたしました。この事業費は訪問介護事業にかかわる経費であり、職員給与費、臨時職員賃金のほか、112ページに記載がございますように、介護保険システム使用料等の所要額を計上したものでございます。

目4居宅支援事業費は864万4,000円を計上いたしました。これは介護サービス計画作成に係る職員の給与費や共済費、あるいは介護保険システム使用料等の所要額。

最後に114ページ、款2予備費100万円は前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

#### ◎議案第16号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書の126ページをお願いいたします。

本案は平成26年度佐久広域連合における特別養護老人ホーム、勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑、以上4施設に係る特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,220万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、金額で3,790万円、率で4.1%の増となっております。

また、第2条では、人件費に係る予算額に過不足が生じた場合の歳出予算の流用につきまして、あらかじめお認めをお願いするものでございます。

予算の内容につきましては、129ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

131ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1 サービス収入、目1 施設介護サービス費収入は6億8,421万1,000円の予算計上を行うものであり、前年度比2,660万7,000円の増額で、介護施設4施設における施設介護サービス費収入でございます。

目2 居宅介護サービス費収入は前年度比で1,559万円、率で40.6%減の2,281万8,000円を計上いたしました。4施設における短期入所者の生活介護費収入でございます。

次に、項2 自己負担金収入、目1 施設介護サービス自己負担金収入は、本年度予算額として1億2,166万5,000円を計上いたしました。前年度比で383万円、3.3%の増となったものでございます。

目2 居宅介護サービス自己負担金収入、前年度比で358万円、46.6%減の411万円の計上でございます。

132ページ、款2 財産収入、財政調整基金の運用利子収入を見込んでの口開け、款3 寄附金も同様に口開けとしてございます。

次に133ページ、款4 繰入金1億2,970万円は、4施設の運営資金及び施設改修事業費の財源として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。款5 繰越金400万円は前年度と同額を見込んだものであり、款6 諸収入、項1 受託事業収入は、関係市町村からの依頼があった際の認定調査における受託事業収入を見込むものでございます。

134ページ、項2 雑入568万円は、4施設における職員食費、利用者預り金管理費等でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、136ページからの歳出につきまして申し上げます。

各施設とも職員給与や費や共済費、臨時職員賃金、あるいは給食調理の業務委託料等の施設運営費のほか、施設内改修費や車いすの備品購入費等を予定するものであり、入所者の安全安心、また、居住環境に対応するための所要額を計上するものでございます。

まず、項1 勝間園社会福祉施設費は前年度比で1.8%、480万円の増で2億6,620万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、蒸気ボイラー入替工事費や食器洗浄機、車椅子等の購入費等に充てるものでございます。

次に、141ページからの項2 美ノ輪荘社会福祉施設費は前年度比で3.5%、760万円の増で2億2,240万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、リハビリ用テーブル、車椅子等の購入費等に充てるものでございます。

次に、145ページからの項3 豊昇園社会福祉施設費は前年度比で3%、680万円増の2億3,300万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、廊下改修工事費や調理台、車椅子

等の購入費等に充てるものでございます。

次に150ページからの項4塩名田苑社会福祉施設費は前年度比で19.6%、4,041万7,000円増の2億4,660万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、空調設備設置工事費、ナースコール設備入替工事費、業務用冷蔵庫等購入費等に充てるものでございます。

最後に款2予備費400万円は前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

### ◎議案第17号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書の168ページをお願いいたします。

本案は、平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,290万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、金額で80万円、率で0.4%の減となります。

予算の内容につきましては、171ページ以降の、歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

173ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金は2億259万2,000円の予算計上をいたしました。これは県市からの事務費、保護費負担金及び自己負担金でございます。

次に、款2県支出金8万8,000円は、産休代替職員雇用事業補助金としての歳入、款3財産収入は、財政調整基金の運用利子収入を見込んでの口開けとしてでございます。

174ページの款4寄附金も同様に口開け、款5繰入金1,860万円は施設の運営資金として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。款6繰越金100万円は前年度と同額を計上、175ページ、款7諸収入61万8,000円は職員食費等の雑入を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、176ページからの歳出につきまして申し上げます。



款1民生費、目1総務費は1億4,208万7,000円を予算計上いたしました。総務費の主な内容を申し上げますと、職員給与費、臨時職員賃金等の義務的経費のほか、178ページの診察業務委託料や管理宿直業務委託料等でございます。

次に179ページ、目2施設費は7,172万3,000円の計上でございます。救護施設における給食調理業務委託料や入所者の生活扶助費等のほか、居室壁掛け扇風機の購入費等施設運営にかかわる所要額を計上いたしました。

181ページ、款2公債費、目1元金805万7,000円、目2利子3万3,000円は平成22年度に実施いたしましたスプリンクラーの設備設置事業にかかわる起債の元利償還金でございます。

最後に182ページ、款3予備費100万円は前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

---

#### ◎議案第18号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書の195ページをお願いいたします。

本案は、平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,590万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、金額で1,380万円、率で10.4%の増となっております。

予算の内容につきましては、198ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

200ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1使用料及び手数料は、センター使用料等で前年度比、金額で456万5,000円、率で11.6%の増の4,384万5,000円を見込むものでございます。これは年間処理頭数を豚換算で前年度比2,500頭増の3万4,000頭を見込むことによる増額でございます。

次に、款2財産収入303万円は株式会社ニチレイフレッシュに対する土地貸付料を見込んだものでございます。

款3繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度比8万円減の8,911万4,000円を計上いたしました。これは起債償還金分の繰入金として2,831万3,000円、施設運営費に要する繰入金として6,080万1,000円を見込んだものでございます。

次に201ページ、款4繰越金は前年度と同額の30万円、款5諸収入961万1,000円は電柱等敷地貸付料と、協同組合信州ミートパッカーからの部分肉カット工場財産処分補助金返還金でございます。

続きまして、202ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1衛生費は1億1,728万7,000円を予算計上いたしました。主な内容を申し上げますと、職員給与費、共済費等の義務的経費のほか、203ページの13節食肉流通センター業務委託料、15節の豚自動背割機及び小型焼却炉改修工事費、18節のホイールローダー購入費等でございます。

次に204ページ、款2公債費、目1元金2,563万円、目2利子268万3,000円は平成11年度から13年度に実施いたしましたHACCP対応による大動物の解体ライン改修工事等に係る起債の元利償還金でございます。

最後に款3予備費30万円は前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

---

#### ◎議案第19号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更について、説明を求めます。

消防長、油井君。

〔消防長 油井明男君登壇〕

○消防長（油井明男君） それでは、議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。

34ページ、議案説明書をごらんください。

本案は、平成25年佐久広域連合議会第4回定例会におきまして、議案第37号により議決を賜りました平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）の整備工事請負契約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

本整備工事につきましては、消防防災施設整備費補助金が採択となり、平成25年佐久広域連合議会第4回定例会におきまして議決を賜り、平成25年度単年度事業で整備しようとする計画でございましたが、現在、佐久市中込2947番地に建設中の佐久消防署庁舎が平成26年12月の完成の予定となっておりますことから、平成26年3月28日までの契約工事の期間につきまして、

平成27年3月31日まで延長、変更契約をするものでございます。

合わせまして、工事請負契約代金5億2,500万円を工事契約の変更に伴いまして、消費税法改正にかかわる差額分1,500万円を増額して5億4,000万円にしようとするものでございます。

なお、35ページに建設工事変更請負仮契約書を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

○議長（市川稔宣君） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

ここで、14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時34分）

---

○議長（市川稔宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

---

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（市川稔宣君） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問の発言者は9番大井岳夫君、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も、答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について御協力願います。

大井君の質問を許します。

9番、大井君。

〔9番 大井岳夫君登壇〕

○9番（大井岳夫君） 9番、大井岳夫でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、先の豪雪災害の中、泊まり込みで火葬業務に当たられた職員の皆様、サポートをされた広域職員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

今回、私が一般質問で取り上げる火葬業務につきましては、平成27年度に新しい斎場の建設が見込まれる中、現在の運営は平成25年から27年までの3年の契約で、三重県に本社がある業者が担っていますが、人員配置等に問題があるのではないかとこの声が上がっております。火葬業務に支障が出るようであれば、広域住民の生活に大きな影響を及ぼします。現在の体制等を改善するのは大きな困難が伴うと思いますが、改善につなげていただきたく、火葬場の運営について3点に

ついて質問をいたします。

まず、1点目としまして、2月14日から16日の豪雪災害により高峯苑、豊里苑との業務に大きな影響が出たようですが、その状況と今後の対策について伺います。

2点目としまして、委託業者との業務委託契約はどうなっているかについて内容を伺います。特に、まず1点目としましては、火葬業務に当たるには危険物取り扱いが必要かと思いますが、その資格を有している方というのは高峯苑、豊里苑合わせて1人しかいらっしゃらず、それぞれの施設に1人ずついないというのが実態であると思いますが、この状態で果たしていいのかどうか。そして、その業務に当たられる人員配置がどうなっているのか、そして、業者は定期的に現場に足を運んでいるのかどうかについて2点目として伺います。

最後3点目としまして、新しい斎場の運営体制につきましては、平成27年度までに斎場が建設される計画となっておりますが、その運営にあたっては、地元文化や地理等地域事情に精通した事業者の選定が望ましいと考えます。

例えば、佐久地域で葬祭業を営む業者の皆様にご組合の設立を働きかけ、その組合をもって運営にあたっていただく、もしくはそれが難しいのであれば、広域でこの斎場を運営できる会社をつくっていくというのも選択肢としてあると思います。

以上、3点につきましてお伺いをいたします。

---

○議長（市川稔宣君） 事務局長白田君。

〔事務局長 白田純武君登壇〕

○事務局長（白田純武君） 大井議員の御質問についてお答えいたします。

初めに、佐久広域連合の火葬業務について御説明いたします。

火葬業務は広域連合が発足する前の佐久地域広域行政事務組合、当時昭和46年に高峯苑、昭和52年に豊里苑が整備され、佐久圏域の広域火葬体制が確立し、現在に至っております。

両施設とも老朽化が進んでいる状況から今後の改築に関する手法を検討した結果、平成20年2月に改正された正副連合長会議において、佐久市が建設する火葬場に、佐久市を除く組織10市町村の火葬も可能とする施設整備を行うことの基本方針が決定されました。現在佐久市が事業主体として佐久市長土呂地籍に建設場所を確保しながら基本設計の段階まで進んでおり、平成27年度末の完成を目指しているところであります。

それでは、大井議員から御質問のありました3点につきまして、順次お答え申し上げます。

初めに、豪雪による影響と今後の対策についてお答えいたします。

先月の大雪は佐久地域でも観測史上最多の積雪を記録し、JRなどの公共交通機関や幹線道路が数日間全面的にストップするなどの影響が出ました。また、歴史的な大雪であったことから、除雪の対応など住民生活にも深刻な影響が出たことは議員も御承知のとおりでございます。

こうした中、高峯苑、豊里苑の2カ所の火葬場でも雪が降り始めた翌日15日は、主要幹線道路から火葬場までの除雪が間に合わず、火葬業務を余儀なく中止したところであります。

火葬場駐車場の除雪業務につきましては、施設のある小諸市、小海町の除雪作業実施要領に基づき、小諸市、小海町が行う火葬場進入路の除雪事業者に業務の委託をしております。

このたびの大雪では火葬業務の再開もさることながら、地域全体の生活機能が麻痺する事態となり、告別式などにも影響を及ぼし、15日から16日にかけては利用者から火葬場のキャンセルや日程の変更手続などがあり、調整を行ったところであります。その火葬場業務の再開は、豊里苑が16日、高峯苑は17日に通常業務に戻りましたが、この間火葬業務に関して、幸い大きな混乱もなく対処できたところでございます。

今後の対応に関しましては、これまで経験したことのない大雪も現実起きるわけでございますから、このことは火葬業務に限ることではありませんが、業務継続のため今回の事象を教訓とし、関係する市町村、関係機関と連携しながら除雪を含む初動対応や、関係機関との情報伝達の方法を検討する必要があるものと考えております。

次に、2点目の火葬業務に関する契約状況についてお答えいたします。

佐久広域連合では火葬業務に関して平成15年3月から、それまでの直営から業務内容や業務区分を定め、委託業務に切りかえてまいりました。平成25年度からは契約更新により入札の結果、それまでの受託事業者から三重県にあります株式会社スターに業務を委託しております。新しい事業者でありますので、適切な業務履行を図るため、このたびの大雪に関する今後の対応も含めて必要に応じ、打ち合わせや調整作業を行っております。

議員さん御指摘の火葬受託事業者からは、業務履行に当たり業務体制の届け出では当初6名でございました。その後1名が退職により5名となった旨の報告がございました。このことに対しましては受託者側の業務責任者からは補充を図る旨の回答をいただいております。

広域連合では受託事業者及び利用者からは火葬執行や告別式が遅れたというような内容等の苦情は寄せられておりませんが、火葬業務に関しましては、業務委託契約により民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を図ることを目的に実施しているものでございますので、火葬場従事者の監督・指揮命令に関する権限は受託事業者の業務責任者にあります。

このことから、ただいま大井議員から御指摘のありました危険物取扱事業者についても含めまして、改めて業務責任者と事実確認を含め調整していただきますので、よろしく願いいたします。

最後の3点目の新しい斎場の運営体制につきまして、お答えいたします。

先ほども御説明申し上げましたが、広域連合が運営する2つの火葬場の老朽化にともない、佐久市を事業主体として広域連合を組織する、佐久市を除く10の市町村の火葬を可能とする施設整備を進めているところでございます。現在佐久市で進めております新火葬場の建設事業は、既存火葬場の統合施設として佐久地域全体の利用が可能となる新たな火葬場を建設する計画であります。現

下において火葬場の設置及び管理に関する事務は広域連合で行っておりますので、佐久市から新斎場の運営体制に関する考え方を伺いながら新火葬場へのスムーズな移行に向け、佐久市と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（市川稔宣君） 9番、大井君。

○9番（大井岳夫君） 2点目の質問につきまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

先ほど触れさせていただきました危険物取り扱いの有資格者が1人しかいないということですが、ということは、高峯・豊里体が一つですから、どちらかにしかいないという状況ですけれども、その方に万が一何か体調不良であったりですとか疾患があってお休みになったということであれば、これは現在の状況からして火葬業務というのは私はできないんじゃないかというふうに認識をしております。そういう認識におりますので、この連絡は業者との調整をしていただいて早急に進めていただきたいと思います。

そして、先ほど業務委託の三重県のスター社でございますけれども、このスター社との信頼関係であったりですとか、それから先ほども現場にどの程度足を運んでいるのかという質問もさせていただいたんですけれども、答弁の中で触れられておりませんでしたので、現場にどの程度、スター社というのは足を運んでいるのか、現場とのコミュニケーションはとれているのか、そして広域連合との意思疎通というのはしっかり図れる体制にあるのかどうか、そのことについて再度質問したいと思います。

○議長（市川稔宣君） 事務局長、臼田君。

○事務局長（臼田純武君） ただいま議員さん御質問のスター社、受託会社が三重県にあるということで、意思疎通が現場と私どもともとれているかという点でございますけれども、始めて1年目ということで確実に100%とれているという状態ではありません。

一番は、まず、こちら側が指導しなければいけないんですけれども、現場と会社自体がちょっと意思疎通ができておりません。ただし、現場の従業員に対して私どもが指導することはできませんので、その辺で今議員さんの御指摘のあった点、再度本社のほうと確認をとりまして是正していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） 9番、大井君。

○9番（大井岳夫君） 法律の問題もあったり、契約の問題ということでなかなか広域として業者さんに要望できる部分、できない部分というのがあって、なかなか難しい部分あると思いますが、引き続き信頼関係を構築しながら、一つ一つ改善に向けて御努力を引き続きいただきたいと思ます。よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、現状のこの状態の改善をまず第一にお願いをしたいと思ひますし、先ほども3点目の質問の答弁の中で触れていただきました、新斎場のスタートに向けまして今の課題というのを認識をする中で、どのように新しい斎場を運営していくかということ、佐久市と協議の前には意見交換レベルでも進めていっていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（市川稔宣君） 大井君の質問は以上をもって終結いたしました。

---

### ◎日程第5 議案の質疑

○議長（市川稔宣君） 日程第5 これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 佐久広域連联手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成25年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

8番、飯島君。

〔8番 飯島雅則君登壇〕

○8番（飯島雅則君） それでは、2款総務費、1項総務管理費、2目企画費中の13節委託料についてお聞きいたします。16ページになります。

佐久地域観光推進事業委託料234万円について、具体的な施策をどのようなことで行おうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（市川稔宣君） 事務局長、白田君。

〔事務局長 白田純武君登壇〕

○事務局長（白田純武君） それでは、飯島議員より御質問のありました佐久地域観光推進事業委託料につきまして、お答えいたします。

平成26年度の佐久地域観光推進事業委託料に関しましては、3つの事業で構成し、実施するものでございます。

まず、1点目といたしましては、魅力ある地域紙面を活用するための取材編集ストック事業でございます。北陸新幹線金沢駅開通まで1年を切り、開通後は人の流れも大きく変わりますが、それと並行いたしまして、平成27年度は佐久地域にとっても重要なイベント等が控えております。

その一つとして、地元川上村出身の油井亀美也宇宙飛行士がソユーズで国際宇宙ステーションの

任務につくことが予定され、さらにJR小海線全線開通80周年を迎え、秋には南牧村を中心に「星空サミット」の開催が計画されております。

このようなことから、交流人口の拡大を図るため、佐久地域をPRするための好機到来と捉えて地域の魅力を効果的に発信するため、御当地情報誌で掲載するための素材収集やプロモーションに活躍する地域素材として、前もって写真等をデータとしてストックするためのものがございます。

次に、2点目といたしまして、星空案内人を養成するための地域人づくり事業でございます。この事業ではこれまで実施してきた各種調査データと地域関係者で話し合われてきた内容を踏まえ、この地域で当たり前に見ることができる星空を地域の魅力として磨き上げ、地域外と活発な交流を推進するための人材を養成するため、星空案内人の資格を取得するための講座を開催するものがございます。

最後に3点目といたしまして、着地型観光により地域内を周遊するスキームづくりを行うためのファムトリップ事業でございます。通常、このファムトリップとは観光地などの誘客促進を図るため旅行関係事業者を対象に現地の視察をしてもらうツアーを実施することを言いますが、佐久広域連合では着地型観光による周遊性を高めるため、地域の関係事業者の参加やマスコミ関係者を招聘する中で、佐久地域の魅力を再発見してもらい誘客促進につなげていただくとともに、地元の食材を提供する農家や生産者と情報交換をする機会を設けることで、地域内関係者が有機的に結びつき、新たな可視創造を図るための機会を提供することを目的に実施するものがございます。

なお、先ほど議案の説明でも申し上げましたが、事業の実施に当たりましては、県との協同による地域で重点的に推進するテーマとして、長野県地域発元気づくり支援金を活用して行うものがございます。

いずれにしても、平成27年3月はいよいよ北陸新幹線金沢駅が開通し、沿線地域の人の流れが大きく変わりますが、佐久地域が一体となって交流人口の拡大を推進するための環境整備を行うため事業実施することになりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） 8番、飯島君。

○8番（飯島雅則君） 今お聞きしました、まさに北陸新幹線金沢延伸を1年後に控えて、観光施策こそ、これこそまさに広域で取り組むべき最重要事業だと思いますけれども、今後補正等によりましてさらなる推進を図る計画はございませんでしょうか。

○議長（市川稔宣君） 事務局長、白田君。

○事務局長（白田純武君） それではお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この観光を基軸にした交流人口創出プロジェクトは、平成24年度から北陸新幹線金沢駅が開通される平成26年度末までの3カ年事業として、これまで計画的に実施しておるものがございます。

したがいまして、現時点では補正予算による事業化の計画はありません。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） 8番、飯島君。

○8番（飯島雅則君） それでは、ぜひその辺のところを、もう少し充実を図っていただけるようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） これをもって、議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更に  
ついての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終結いたします。

これをもって、議案質疑は終結いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案の委員会付託

○議長（市川稔宣君） 日程第6 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり  
付託したいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（市川稔宣君） ここで、委員会審査のため休憩いたします。再開は、委員会審査終了次第と  
いたします。

暫時休憩といたします。

（午後 3時15分）

---

○議長（市川稔宣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御連絡申し上げます。佐久穂町で火災がありました。松井地区で。佐々木町長、そのために今、  
席を外しております。御承知願います。

（午後 5時05分）

---

#### ◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（市川稔宣君） それでは、日程第7 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会委員長 清水君。

[総務委員長 清水清利君登壇]

○総務委員長（清水清利君） 定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定について、当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第5号 佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳入全部と歳出の款1議会費、款2総務費であります。当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第8号 平成25年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳入の全部と歳出の1款議会費、2款総務費、6款予備費であります。当委員会は原案可決するものと決しました。

議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました

議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更についてですが、これも当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第19号の10件を、一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（市川稔宣君） これをもって、質疑を終結いたします。

[総務委員長 清水清利君降壇]

なお、議案第7号、議案第13号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決

いたしますので、御承知願います。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第14号、議案第19号を討論いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第2号 佐久広域連合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第3号 佐久広域連合消防職員の給与に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第4号 佐久広域連合消防職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第5号 佐久広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第6号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第8号 平成25年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第14号 平成26年度佐久広域消防特別会計予算についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第19号 平成25年度高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事請負契約の変更に  
ついてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願  
います。

経済建設保健衛生委員会委員長 木次君。

〔経済建設保健衛生委員長 木次孝茂君登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（木次孝茂君） それでは、本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出4款衛生費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳出4款衛生費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第18号の4件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 木次孝茂君降壇〕

これより議案第12号、議案第18号について、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第12号 平成25年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、経済建設保健衛生委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第18号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、経済建設保健衛生委員長報告どおり可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員長 中條君。

〔社会文教委員長 中條壽一君登壇〕

○社会文教委員長（中條壽一君） 本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出款3民生費、款5教育費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳出款3民生費、款5教育費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第1号、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の9件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 中條壽一君降壇〕

議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第1号 佐久広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第10号 平成25年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第11号 平成25年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第15号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第16号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第17号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、社会文教委員長報告どおり、可決されました。

これより議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第7号 平成25年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、各常任委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算についての討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第13号 平成26年度佐久広域連合一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、各常任委員長報告どおり可決されました。

---

#### ◎委員長提案

○議長（市川稔宣君） 先ほど、清水総務委員長から「長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する」決議案が提出されました。

事務局よりその写しを配付させます。

この決議案を日程に追加し、追加日程第8、決議案第1号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第8、決議案第1号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川稔宣君） ありがとうございます。

挙手多数です。

したがって、この決議案を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは、可決されました。

---

#### ◎追加日程第8 決議案第1号

○議長（市川稔宣君） 追加日程第8、決議案第1号、長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議についてを議題といたします。

清水委員長から提案理由の説明を求めます。

1番、清水君。

〔総務委員長 清水清利君登壇〕

○総務委員長（清水清利君） それでは、私のほうから決議案第1号 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議の提案理由の説明をさせていただきます。

主要国首脳会議は環境問題を含め世界で直面するさまざまな課題を克服するため、加盟する8カ

国が交代で議長国となり開催されていますが、2016年には日本が議長国となり、日本国内で開催される予定です。これまで国内では東京サミットに始まり、2000年の九州・沖縄サミット、そして2008年の北海道洞爺湖サミットと開催されております。大都市から地方への開催に移行している状況もあります。まだ日本における開催地が決まっていない今日状況の中で、豊かな自然環境、そして都心からの交通条件など、長野県はこのG8、主要国首脳会議開催の候補地としてふさわしいと考えます。

そして、長野県の中の軽井沢町は昭和26年に軽井沢国際親善文化観光都市建設法が制定され、早くから歴史的にも国際親善と国際文化の交流を実践しており、推進を図っていることに加え、各界経済人等の会議やセミナーが数多く開催されております。全国的な知名度も高い軽井沢は、会場や宿泊施設の必要な要件をほぼ満たせる県内唯一の自治体であると思います。

そして、皇室関係者の御静養時における警備の実績や、あるいは夏・冬2度の五輪競技場となった実績もありますので、屈指の条件が整っていると思います。

軽井沢でサミットが開催されるとなれば、佐久地域はもちろん、長野県全体にも波及効果があるというふうに考えます。

以上、提案の理由の趣旨を申し上げ、本広域連合議会としては長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援するよう、先刻の総務委員会においても軽井沢の誘致活動に呼応して佐久広域連合議会としても全面支援の別紙決議書を提案するものであります。

議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川稔宣君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水清利君降壇〕

○議長（市川稔宣君） 次に、決議案第1号 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議についての討論に入ります。

順次発言を許します。

2番、柳沢君。

〔2番 柳沢乃ぶ子君登壇〕

○2番（柳沢乃ぶ子君） 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議の提案がされましたが、私は全面的に賛成の立場で討論に参加いたします。

2016年のG8サミットは、日本が議長国となり日本国内で開催されるということでもあります。

そのときの開催地、長野県の軽井沢町において開催していただくよう、軽井沢町を中心とした誘致活動に対し、佐久広域連合議会が全面的に支援していくことは、至極当然のことであると私も思います。

決議案の中で申されておりますが、軽井沢町は歴史的にも国際親善と国際文化の交流を推進し、第18回オリンピック東京大会での馬術競技、第18回オリンピック長野冬季大会のカーリング競技など、また各界経済人の会議やセミナー等が数多く開催されており、必要な施設や警護、保安体制等の実績もあり、交通や医療体制においても迅速な体制が組めるわけでありまして、こうした国際会議を大都市から地方に移行する適地としては、まさに軽井沢であります。

G8軽井沢サミットへの誘致、そして実現は、今後の佐久地域の発展にも大きく貢献するものであります。11市町村佐久広域連合議会が一丸となって、支援と具体的な活動への転換に一翼を担うべきことと思います。

以上、賛成の立場での趣旨討論を申し上げましたが、議員各位の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（市川稔宣君） ほかに、討論はございますか。

6番、菊原君。

〔6番 菊原初男君登壇〕

○6番（菊原初男君） 私からも、同じく全面賛成という立場で討論をさせていただきます。

軽井沢町では、国際会議の中でも最も知名度があると言っていいG8サミットが開催され、各国首脳によって世界が直面している諸問題について議論されるということは、大変な名誉なことであり、佐久地域全体にとっても大きなメリットがあると思います。

軽井沢でサミットが開催されるということは、各国関係者だけでなく世界中のメディアが集まり、それを世界中に発信するということとなりますが、効果はすぐにはあらわれないかもしれませんが、これは佐久地域を売り出す絶好の機会でもあると確信しております。疑いの余地はありません。

このことは、正副連合長会議でも異論なく了承されておりますので、佐久広域連合議会が一丸となってサミットの誘致、そして実現に向けて取り組んでいく必要性を強く感じているところであります。

以上より、私からも議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（市川稔宣君） ほかに、討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

決議案第1号 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議について採決いたします。  
この採決は起立によって行います。

決議案第1号 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議は、原案のとおり決定することで賛成の方の諸君の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（市川稔宣君） ありがとうございます。

全員が賛成ということで、起立多数です。

したがって、決議案第1号 長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援する決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（市川稔宣君） ここで、藤巻副広域連合長（軽井沢町町長）から発言を求められておりますので、これを許します。

副広域連合長、藤巻君。

[副広域連合長 藤巻 進君登壇]

○副広域連合長（藤巻 進君） ただいまは、長野県・軽井沢サミットの誘致を全面的に支援することに関しまして御決議を賜りまして、心より厚く御礼申し上げたいと思います。

軽井沢でのサミット誘致というのは、2008年前後あたりから町内でいろいろと検討してきたところでございます。私どもも2000年に開催されました沖縄の会場を訪れて、その経過等もお聞きしたり、また町職員は洞爺湖サミットの会場となった施設等を訪れて、いろいろと視察をしてきたところでございます。

現在、町内では、官民合わせてその施設が、大体新たな施設を建設しなくても開催が可能ではないかなというところまできてまいりました。その中の一つとして、佐久医療センターの開院というのも大きな要素の一つでもあります。報道陣だけで3,000室ぐらいが必要であるというような外務省の資料等もございまして、当然軽井沢だけで全て賄えるということではございません。佐久地域、そして新幹線沿線になるのかもしれませんが上田市、長野市のほうまでいろいろな形で御協力を願わないと多分、この大きなサミットを受け入れるということはできないのかなと思っております。

しかしながら、首脳の宿所、主の会議施設等は軽井沢のほうで何とか用意できるというようなところまで整ってまいりました。そんなことで2016年、来年、再来年になりますけれど、軽井沢で受け入れたいということで今、進めておるところでございます。これがかなえば、躍動する佐久地域、また新しい長野県というイメージも国民、そして世界の人たちに知れ渡っていくものと思っております。

御決議をいただきましたので、今後は長野県、そして長野県議会、また県選出の国会議員の皆さん方等にいろいろな形で御協力をお願い申し上げ、何とか2016年長野県で開催されるような形で進めていきたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様方には御支援、御協力をお願いを申し上げまして、御決議いただきました御礼にかえさせていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（市川稔宣君） 今後は、議会としてもサミット誘致を全面的に支援していきたいと思えます。

---

○議長（市川稔宣君） ここで、事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。  
事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 時間を頂戴いたしまして、平成25年度予算の専決処分につきまして、  
お願いを申し上げます。

この3月31日付をもちまして平成25年度佐久広域連合一般会計ほか、五つの特別会計予算が  
確定いたすところでございます。したがって、確定予算の処理方法につきましては、例年のと  
おり、専決処分をさせていただき、次回の議会におきまして御報告をさせていただくという  
こと、あらかじめ御了解を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） さよう、御承知願います。

---

#### ◎日程第9 閉会宣告

○議長（市川稔宣君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成26年佐久広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後5時45分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      市 川 稔 宣

署 名 議 員      大 林 義 博

署 名 議 員      古 越      弘